

京都芸術大学における競争的資金等の取扱いに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、京都芸術大学（以下「本学」という。）における競争的資金等（以下「競争的資金等」という。）の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 競争的資金等の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則によるものとする。

(定義)

第3条 この規則において「競争的資金等」とは、次のものをいう。

- (1) 研究者が自主的に研究テーマを設定して、文部科学省、日本学術振興会及び文部科学省が所管する独立行政法人に研究費を申請し、審査を経て研究費が助成される補助金。
- (2) 資金配分機関特定の研究課題を示し、それに沿った研究を行う研究者又はグループを募り資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された研究者の所属機関の間で委託契約が結ばれる委託費（再委託契約によるものも含む。）
- 2 この規則において「各部局等」とは、教学事務室及び各研究センターをいう。

(責任と権限)

第4条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体の競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長をもって充てる。
- (3) 部局責任者は、各部局等における競争的資金等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、各部局等の長をもって充てる。
- (4) 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営及び管理が行えるよう、善良なる管理者の注意義務をもって、リーダーシップを発揮しなければならない。

(組織体制)

第5条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理する組織として、コンプライアンス委員会を充てる。

(不正防止)

第6条 コンプライアンス委員会は、競争的資金等に関し、不正を発生させる要因の把握と不正防止に努めなければならない。

(改善命令)

第7条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因があると認められる場合は、その実施について、統括管理責任者に対して改善を命ずる。

2 前項の命令を受けた統括管理責任者は、不正を発生させる要因のうち、本学全体に起因するものと個別部局に特有のものとの分類し、後者については部局責任者に対して改善を命ずるとともに最高管理責任者に報告するものとする。

3 前項の改善を命じられた部局責任者は、その実施が完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた統括管理責任者は、報告内容が適当と認める場合には、最高管理責任者に報告するものとする。報告内容が不相当と認める場合には、部局責任者に対しさらに改善を求めることができるものとする。

(相談窓口の設置)

第8条 本学における競争的資金等に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

2 相談窓口は、次の各号に掲げる課をもって組織する。

(1) 科学研究費補助金に関しては、教学事務室とする。

(2) 科学研究費補助金以外に関しては、総務課とする。

3 相談窓口は、本学における競争的資金等に係る事務処理手続に関する学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口の設置)

第9条 本学における研究活動等の不正行為に適切に対応できるようにするため、通報窓口を置く。

2 通報窓口は、次の各号に掲げる課をもって組織する。

(1) 科学研究費補助金に関しては、教学事務室とする。

(2) 科学研究費補助金以外に関しては、総務課とする。

3 通報窓口は、本学における競争的資金等に係る不正に関する学内外からの通報に対応し、統括管理責任者に報告する。

(物品の検収)

第10条 本学における競争的資金等に基づく物品等の発注につき適正な実施の完了確認を行うため、施設課及び経理課において検収確認業務を実施する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この規則は、2007年11月1日に遡及し施行する。